

少子高齢社会における金融仲介サービスの役割

平成24年3月

一般社団法人全国銀行協会

[目 次]

はじめに	1
I. 少子高齢化の実態と今後の姿	2
1. 高齢化の現状と今後の見通し	2
(1) 高齢化の現状：「5人に1人が高齢者」	2
(2) さらになる高齢化の進行	3
2. 諸外国との比較	6
(1) 世界規模での高齢化の進行	6
(2) 突出する日本の高齢化の進行	6
II. 少子高齢化が实体经济に及ぼす影響	8
1. 少子高齢化の進行による経済・社会への影響	8
(1) 労働力人口の減少が経済成長の制約要因になる可能性	8
(2) 国の社会保障制度等への影響	8
(3) 内需の縮小と消費構造の変化	9
2. 少子高齢化が進行する中でも持続的な経済成長を維持するための施策	10
(1) 女性・高齢者労働力のさらなる活用による労働人口の確保	10
(2) 財政再建の着実な実施	11
(3) 成長分野への投資および労働生産性の向上につながるイノベーションの促進	12
III. 少子高齢化が金融取引に及ぼす影響	13
1. わが国の家計の金融資産の保有状況	13
2. 高齢者世帯の保有金融資産と家計収支	14
3. 老後を見据えた金融資産の確保	15
4. 今後の金融取引の姿	16
IV. 少子高齢化を見据えた金融機関における取組状況	17
1. 高齢者向けの金融商品・サービス	17
2. 子育て層向けの金融商品・サービス	18
3. 店舗の利便性向上や多様な商品設計等の取組み	19
4. ライフサイクルに合わせた総合的な金融商品・サービス	20
V. 少子高齢社会において銀行が果たすべき役割	22
1. 少子高齢社会において銀行が果たすべき役割	22
(1) 現時点で銀行が果たすべき役割	22
(2) 中長期的な銀行の役割	22

2. 少子高齢社会における金融サービスの課題等	23
(1) 総合的な金融商品・サービスの提供	22
(2) 高齢者の有する金融・実物資産の活用	25
(3) その他	26
VI. 少子高齢社会における金融仲介サービス（提言）	28
少子高齢社会における金融仲介サービスの確立に向けて（提言）	28
(1) 総合金融サービスを提供する仕組みの充実	28
(2) 高齢者の資産の活用	29
(3) 金融リテラシーの向上	29
終わりに	30

はじめに

現在、わが国では、5人に1人(=20%)が65歳以上の高齢者であるが、将来、その割合は一層高まり、2060年には約2.5人に1人(=40%)になるとともに、出生率の低下から総人口が現在より約3割減少することが予想されており、こうした少子高齢社会にどのように対応するかが大きな課題となっている。

本稿では、まず、わが国における少子高齢化の進行の状況を概観したうえで、それがマクロ経済に及ぼす影響を分析している。さらに、少子高齢化の進行が金融取引に及ぼす影響を分析するとともに、会員銀行に対するアンケート調査にもとづいて、金融機関の対応状況や果たすべき役割等を整理した。こうした分析・整理を踏まえ、少子高齢社会に相応しい金融商品・サービスの提供のあり方を巡り、個別銀行・銀行業界として取組む課題や、政策対応が望ましいと考えられる課題について、それぞれ提言を行っている。少子高齢社会への対応としては、財政が逼迫し、社会保障制度という公的支援が限られているなかで、若年層のうちから、老後の備えとして自助努力により着実な資産形成を図ることが必要となる。

また、少子高齢社会が進行し、新たな局面を迎えるなか、高齢者が保有する金融資産・実物資産を高齢者自身のほか、次の世代のために有効に活用するとの視点も重要であり、銀行は、幅広い金融商品・サービスを提供することによってこのような取組みに貢献できると考えられる。

本レポートが、関係各方面において、少子高齢社会への取組みを検討する際に参考になれば幸いである。最後に、本レポートの取りまとめに当たって、ヒアリングおよびアンケート調査にご協力いただいた方々に厚く御礼を申しあげたい。

平成24年3月
一般社団法人全国銀行協会

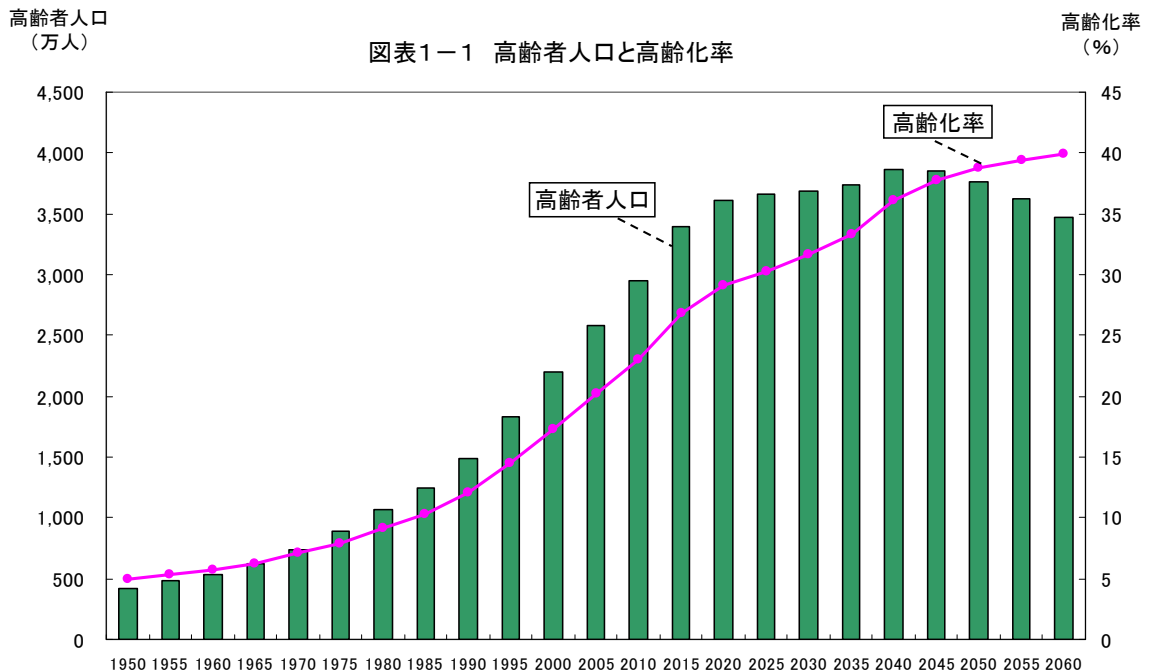
I. 少子高齢化の実態と今後の姿

1. 高齢化の現状と今後の見通し

(1) 高齢化の現状：「5人に1人が高齢者」

図表1-1は、わが国の高齢者¹人口と高齢化率²の推移を示したものである。

高齢化率は、1950年には5%に満たなかったが、徐々に上昇し、1970年に7%を超え、1994年には14%を超えた。その後、さらに高齢化の進行は早まり、2011年現在におけるわが国の高齢者人口は2,980万人、高齢化率は23.3%となり、高齢者人口数、高齢化率ともに過去最高となっている³。すなわち、わが国においては、すでに5人に1人が高齢者となっている。「日本の将来推計人口⁴」によると、今後も高齢化率は上昇を続け、2026年には30%を超え、2060年には39.9%に達し、約2.5人に1人が高齢者という社会が到来すると推計されている。



(出所)総務省、国立社会保障人口問題研究所

(注1)2010年は、総務省統計局『平成22年国勢調査による基準人口』(国籍・年齢「不詳人口」をあん分補正した人口)による。

(注2)2015年以降は推計値。

¹ 本レポートでは、特段の断りがない場合には65歳以上を高齢者としている。

² 総人口に占める高齢者人口の割合。

³ 総務省(2011)「統計からみた我が国の高齢者」p.1。

⁴ 国立社会保障・人口問題研究所が2013年1月に公表。全国の将来の出生、死亡および国際人口移動について仮定を設け、これらにもとづいてわが国の将来の人口規模ならびに年齢構成等の人口構造の推移について推計している。なお、本文中の数値は中位推計(出生中位・死亡中位)結果を用いている。

(2) さらなる高齢化の進行

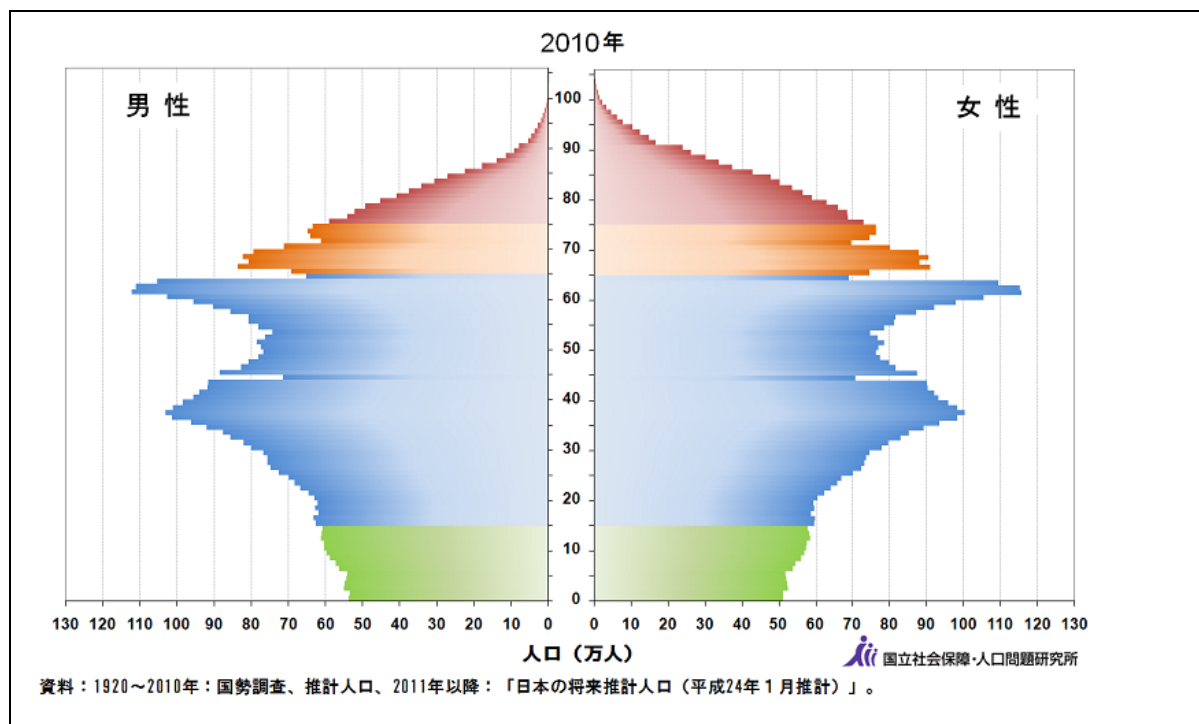
わが国の高齢化は、今後さらに進行すると見られている。以下では、その見通しとともに、わが国の人口構造の変化について概観する。

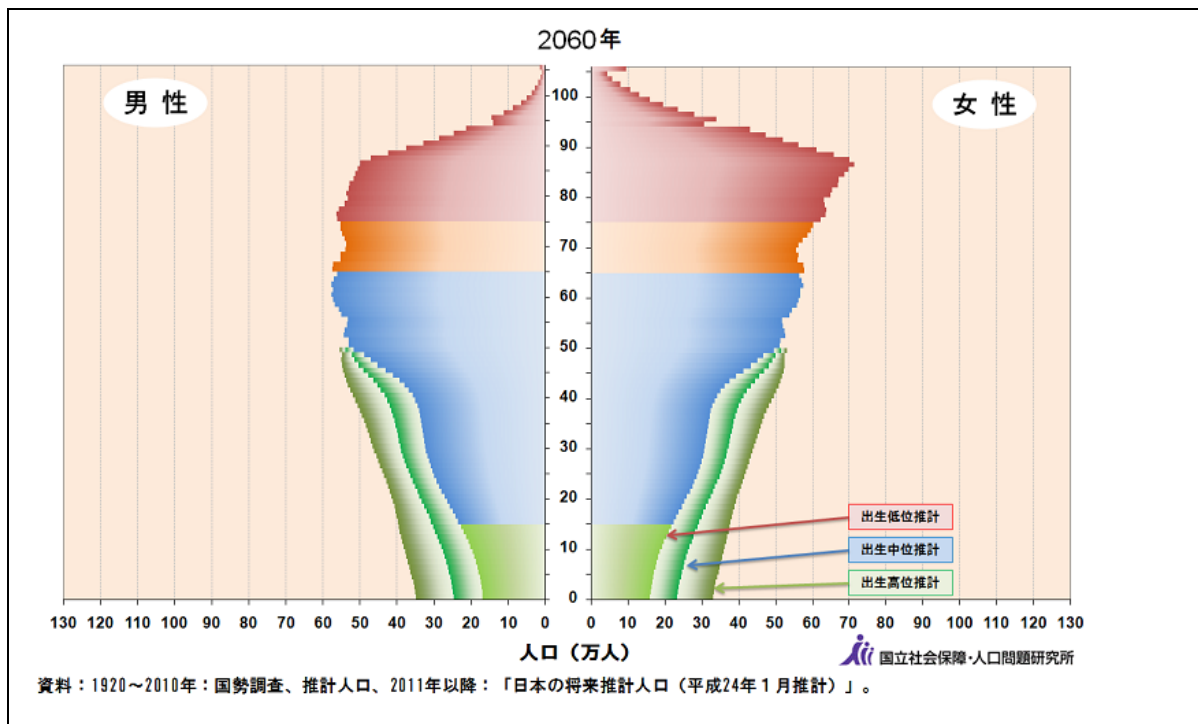
① 高齢者人口の増加

図表1-2は、2010年および2060年時点の年齢区分別の人口を示したものである。2010年時点のグラフを見ると、いわゆる「団塊の世代」（1947～1949年生まれ：60歳台前半）および「団塊ジュニア世代」（1971～1974年生まれ：30歳台前半）が人口構造の大きな山となっている。これらの世代の加齢とともに、今後、高齢者人口は次のように変化すると推計されている。

- ・ 2012年に「団塊の世代」が65歳以上に達し、高齢者人口は3,000万人を超える。
- ・ 2017年に高齢者人口は3,500万人を超える。
- ・ その後も高齢者人口は緩やかに増加し、「団塊ジュニア世代」が高齢者となった後の2042年に3,878万人とピークを迎える。その後、高齢者人口は減少に転じる（総人口が減少するため、高齢化率はその後も引続き上昇）。

図表1-2 年齢区分別人口





(出所：国立社会保障・人口問題研究所)

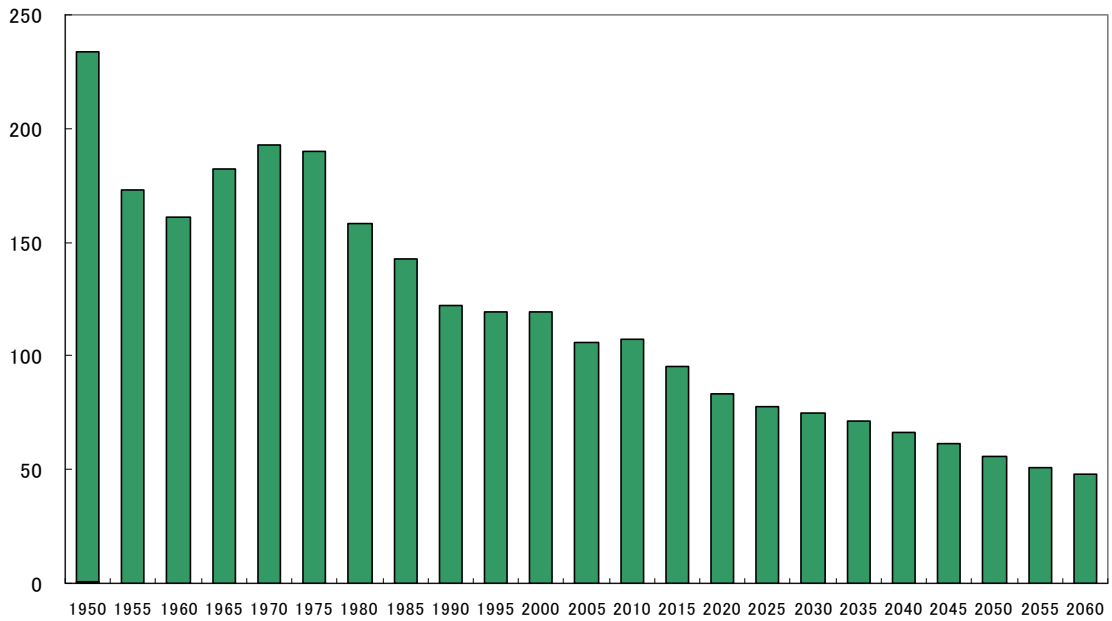
② 少子化の進行と総人口の減少

一方、わが国の総人口は、出生数の減少を主因として、今後減少が見込まれている。出生数は「団塊ジュニア世代」後の各年齢層で現在まで減少傾向にあるが、今後も減少を続け、2052年には現在の半分以下の48万人になると推計されている（図表1-3）。この減少によって年少人口（0～14歳）は、2046年に1,000万人を割り、2060年には861万人と、2010年（1,684万人）の約半分になると推計されている。

このような少子化の影響もあり、わが国の総人口は長期的に減少し、2048年には1億人を割って9,913万人となり、2060年には8,673万人にまで減少すると推計されている（図表1-4）。

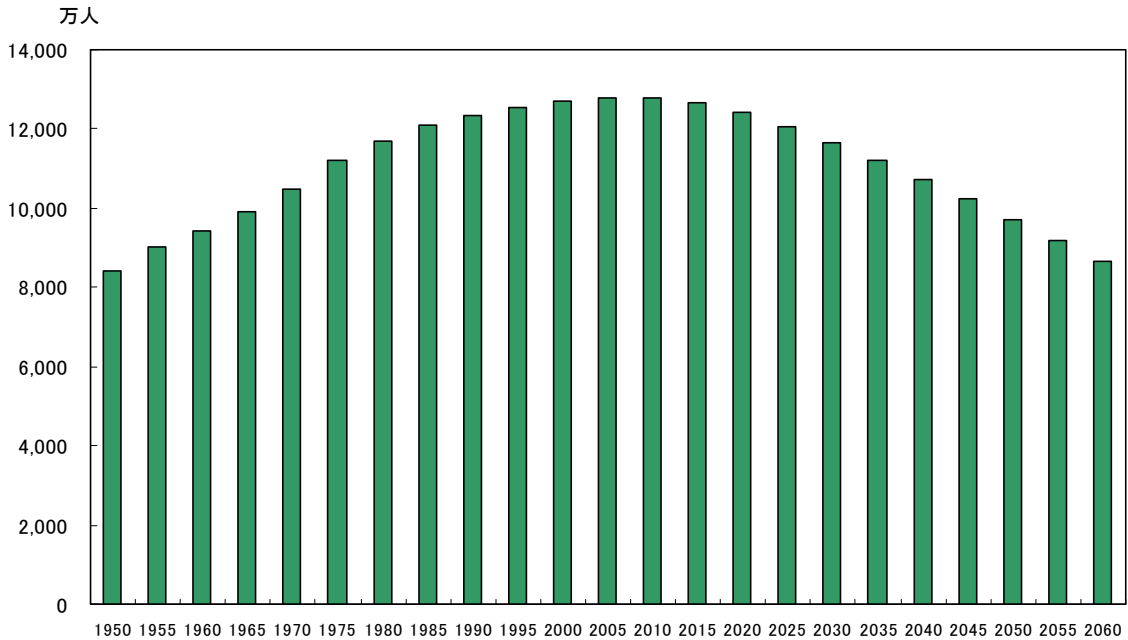
出生数
(万人)

図表1-3 出生数の推移



(出所) 国立社会保障人口問題研究所
(注) 2010年は概数値。2015年以降は推計値。

図表1-4 総人口の推移

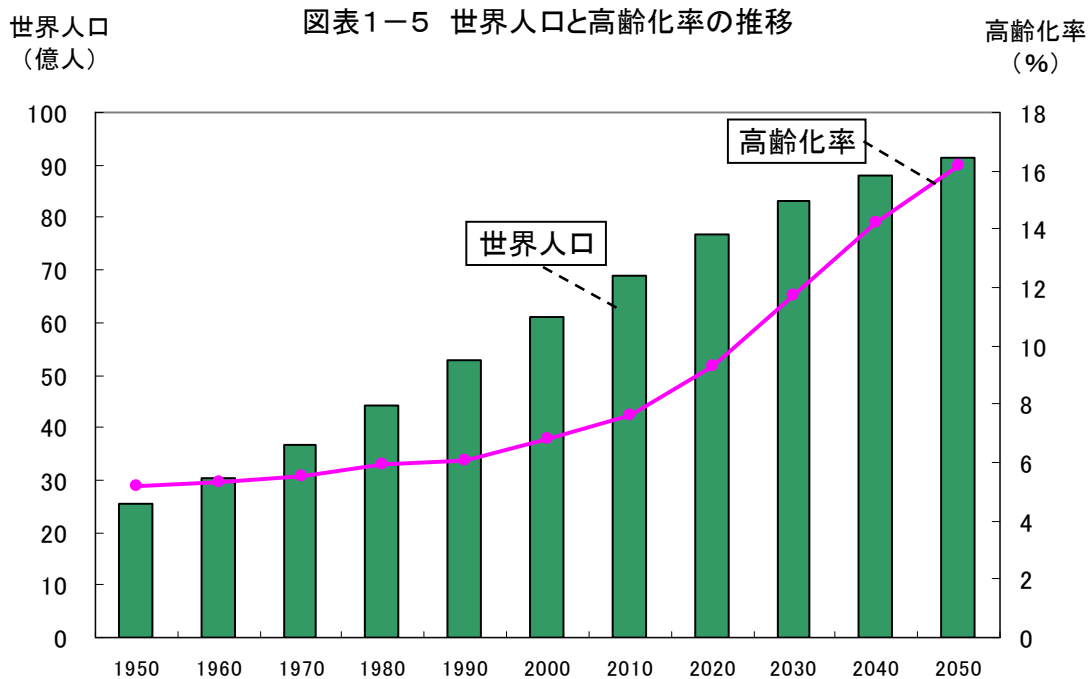


(出所) 総務省、国立社会保障人口問題研究所
(注1) 2010年は、総務省統計局『平成22年国勢調査による基準人口』(国籍・年齢「不詳人口」をあん分補正した人口)による。
(注2) 2015年以降は推計値。

2. 諸外国との比較

(1) 世界規模での高齢化の進行

高齢化の進行はわが国に限らず、世界規模で見込まれている。図表1-5は、世界人口の動向と高齢化率を示したものである。世界の2005年の高齢化率は7.3%（総人口は65億2,227万人）であるが、2050年には16.2%（総人口は91億4,998万人）にまで上昇すると推計されている。



(出所) UN, World Population Prospects: The 2008 Revision
(注) 2010年以降は推計値。

(2) 突出する日本の高齢化の進行

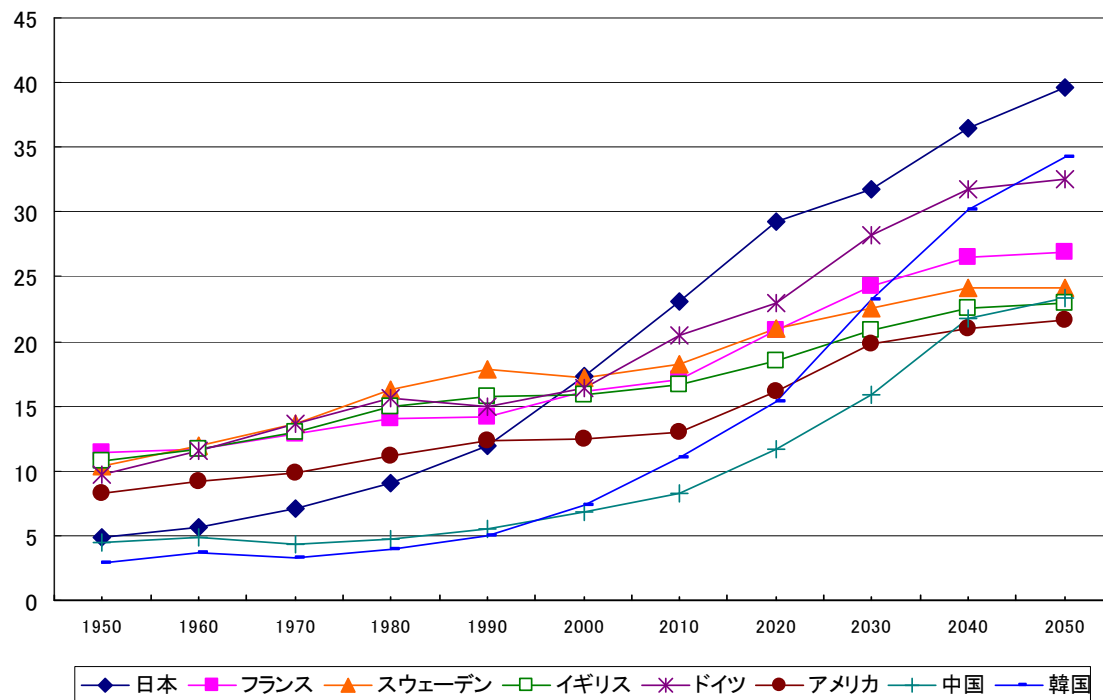
世界規模で高齢化が進行する一方で、高齢化の度合いと進行の速度は各国で異なる。図表1-6は先進諸国およびアジア諸国の高齢化率の推移を示したものであり、わが国の高齢化率は、現在、先進諸国およびアジア諸国のどの国よりも高い水準となっている。

また、高齢化率が7%を超えてから、その倍の14%に達するまでの所要年数で比較すると、フランス115年、スウェーデン85年、イギリス47年、ドイツ40年となるが、わが国は24年と、世界に例を見ない速度で高齢化が進行している。

このように、わが国は、他の諸国に比して人口構造が変化するスピードが速いことから、人口構造の変化が实体经济に影響を与える場合には、その影響度合いも大きいものと考えられる。次章では、少子高齢化に伴う人口構造の変化が实体经济に与える影響を考察する。

高齢化率
(%)

図表1-6 世界の高齢化率の推移



(出所) UN, World Population Prospects: The 2008 Revision
(注) 2010年以降は推計値。

Ⅱ. 少子高齢化が实体经济に及ぼす影響

1. 少子高齢化の進行による経済・社会への影響

前章で触れたように、わが国では少子高齢化の進行により、人口構造が変化するとともに、総人口の減少が見込まれている。本章では、少子高齢化の進行がわが国の实体经济に与える影響を考察する。

(1) 労働力人口の減少が経済成長の制約要因になる可能性

今後、わが国では、出生数の減少による少子化と、団塊の世代が65歳以上になることによって、生産年齢人口（15～64歳）の減少が見込まれている。「日本の将来推計人口」によると、生産年齢人口は2013年に8,000万人を割り、2035年には6,343万人、2060年には4,418万人にまで減少すると推計されており、2010年の生産年齢人口（8,173万人）と比較して、50年間で約45%減少することになる。

生産年齢人口の減少は、労働力人口の減少につながると考えられる。労働投入量は一国の経済成長の源泉の一要素であることから、資本投入量や労働生産性が今後も一定であると仮定すると、労働力人口の減少はわが国の経済成長の制約要因となる可能性がある。

(2) 国の社会保障制度等への影響

① 社会保障関係費と政府債務残高の増加

少子高齢化の進行は、公的年金等の社会保障制度およびそれを支える財政にも影響を与える。現在、わが国の一般歳出における最大の項目は社会保障関係費となっている。社会保障関係費の金額は少子高齢化の進行を受けて毎年1兆円を上回るペースで増加し、わが国の財政を圧迫する一因となっており、社会保障制度の持続可能性が問われているところである。

こうした社会保障関係費の負担の増加等により、2011年度の公的債務残高の対GDP比は211.7%と、先進国中、最も高い水準となっている⁵。

② 家計貯蓄率の低下による国債の安定消化への懸念

公的債務の多くは国債等の公債の発行で賄われており、国債発行残高の約95%が国内で保有されている状況となっている。国内では、家計金融資産が国債等の消化を支える資金の源泉となっているものの、今後、少子高齢化の進行により、家計貯蓄率が趨勢的に低下し、数年内にはマイナスになるとの見通しもある⁶。

勤労者世帯は、社会保障に対する不安感などから当面は高めの貯蓄率を維持するとみられるが、次章で説明するように多くの高齢者世帯が貯蓄等の金融資産の取り崩しを行う結果、全体では家計金融資産が減少すると予想され、少子高齢化の進行に伴っ

⁵ 数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。出典は OECD “Economic Outlook 90”。

⁶ 三菱総合研究所（2011）「内外経済の中長期展望 2010 - 2020 年度」 p.13。

て家計貯蓄率が低下することによる国債等の安定消化への影響が懸念される。

(3) 内需の縮小と消費構造の変化

① 人口減少による内需の縮小

少子高齢化の進行による人口の減少は、一部市場において国内需要を縮小させる可能性がある。1人当たりの消費量を増加させることができれば、人口が減少しても全体としての消費量の減少を抑えることができるが、食料や日用品等のように1人当たりの消費量に限界がある分野は、人口の減少による影響が直接的であり、今後、国内市場の縮小が懸念される。また、人口の減少により世帯数が減少することで、国内の住宅需要が減少することも考えられる。

このように、人口の減少に伴う内需の縮小が懸念され、内需に大きく依存する産業・企業への影響は特に大きいものとなる⁷。

② 人口構造の変化による消費構造の変化

少子高齢化の進行、特に人口の大きな波となる団塊世代の加齢は、消費構造に大きな変化をもたらすことが考えられる。

総務省の家計消費状況調査によると、1世帯当たりの毎月の支出額は、世帯主の年齢が50歳代前半まで増加し、その後は世帯主の年齢が上昇するに従って減少することになる（図表2-1）。

一方、消費の内訳では、65歳以上の高齢者世帯の方が需要の大きい分野もある。例えば、医療・健康・介護に係る支出のほか、退職後の時間的余裕を反映して、「時間消費」型の趣味・娯楽活動への支出額は現役世代よりも多い。2010年6月に閣議決定された「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」においても、社会保障・福祉分野（少子高齢化に対応した医療、介護、保育サービス等への需要、安心できる社会保障制度の構築や雇用情勢の改善等により顕在化される消費需要等）については、「最大の需要」が存在するとされている⁸。このほか、バリアフリーの住宅に対する潜在需要も大きいと見られている⁹。

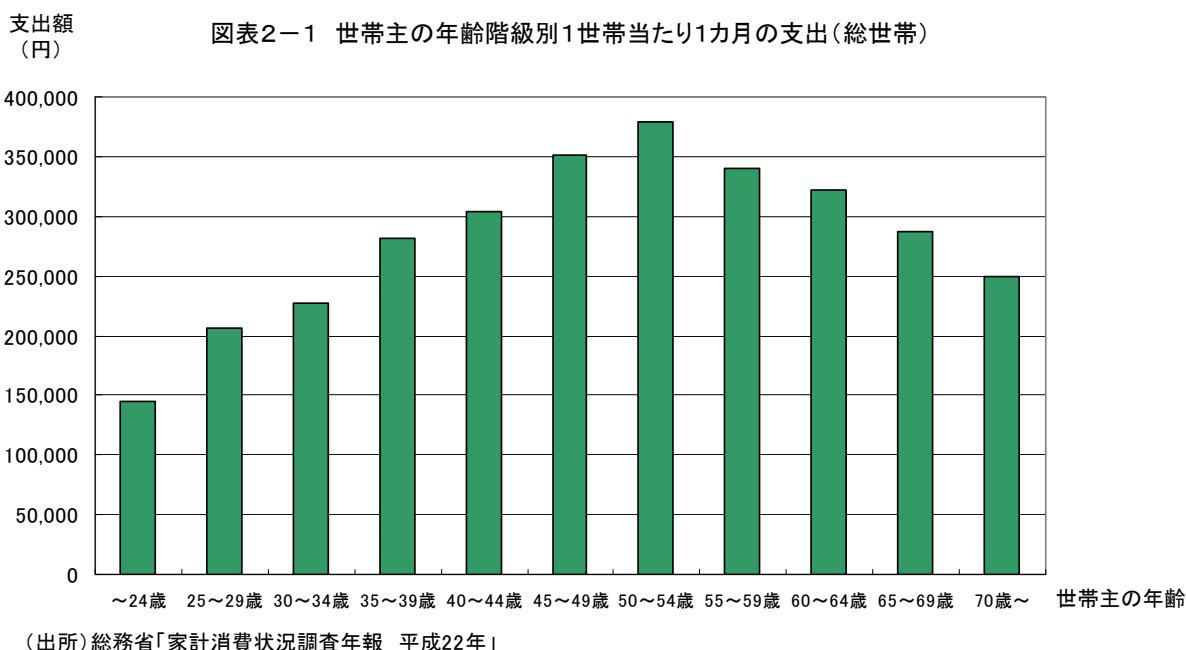
他方、家具や自動車等の耐久消費財に対する高齢者世帯の支出額は現役世帯に比べ小さい状況にある。

このように、世帯主の年齢により消費構造は異なることから、高齢化の進行、特に団塊世代が今後数年のうちに65歳以上になり、現役時とは異なるライフスタイルを取ることによって、マクロ的な消費構造が大きく、そして急速に変化する可能性がある。

⁷ 日本経団連（2008）「人口減少に対応した経済社会のあり方」p.7。

⁸ 「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」（2010年6月18日閣議決定。）p.7。

⁹ 総務省「平成20年住宅・土地統計調査」によると、平成16年以降、持ち家に居住する世帯の10%が高齢者等のための設備工事（トイレの改修、階段や廊下の手すりの設置等）を行っている。



2. 少子高齢化が進行する中でも持続的な経済成長を維持するための施策

少子高齢化のもとでは、成長が著しいアジアへの進出など外国の需要を取り込むことによる経済成長が期待されているが、一方で、女性や高齢者労働力の活用、財政再建の実施、成長分野への投資などによる国内での対応が考えられる。

(1) 女性・高齢者労働力のさらなる活用による労働人口の確保

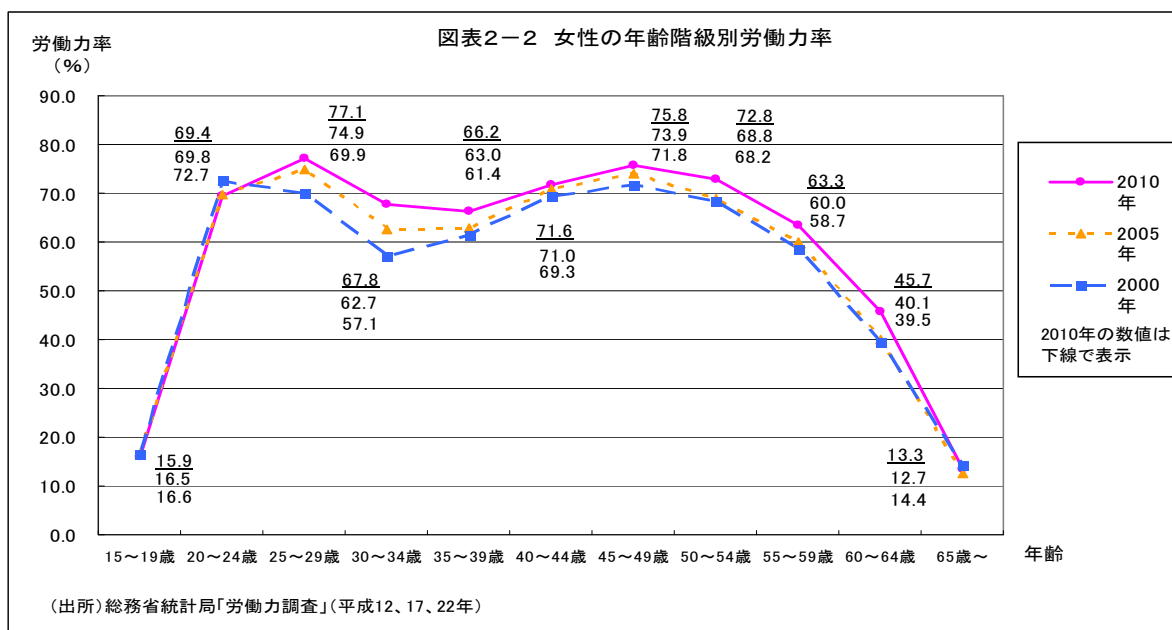
前述の1.(1)では、少子高齢化の進行により、労働力人口が減少する結果、経済成長が抑制される可能性について触れた。労働力人口の減少への対応としては、海外の労働力を呼び込むことも考えられるが、そのみで2010年から2055年までの平均で毎年70万人以上減少するわが国の生産年齢人口の減少を補うことは現実的ではない。労働力人口の減少を抑制する方法としては国内の潜在的な労働力のさらなる活用が重要であり、具体的には女性および高齢者労働力の一層の活用が考えられる。

① 女性労働力の活用

厚生労働省の「平成22年版 働く女性の実情」によると、女性の生産年齢人口における労働力率は近年上昇しており、2010年には63.1%となった。しかし、年齢階級別に見ると、25歳~29歳(77.1%)と45歳~49歳(75.8%)をピークとするM字型カーブを描いている(図表2-2)。このM字型カーブからは、結婚、出産をした後に就業を継続することが難しく一時的に離職せざるを得ない状況がうかがえる。また、非正規職員・従業員の割合も男性に比して高く、不安定な就業状況にある(女性53.8%、男性18.9%)。

これらの状況に鑑み、女性労働力・能力のさらなる活用のためには、結婚、出産後も働きやすい環境づくりおよび男女均等な待遇・公正な評価の一層の促進等が必要と

考えられる。



② 高齢者労働力の活用

2009年のわが国の65歳以上男性の労働力率は29.4%と欧米諸国（米国21.9%、ドイツ5.9%、フランス2.2%¹⁰）に比して高い。高齢者労働力率は、その国の社会保障制度の整備状況等にも左右されるが、わが国では高齢者の就業意欲が高く、その活用が進んでいることがうかがえる。今後、生産年齢人口の減少に伴う労働力人口が減少するなか、一層の高齢者労働力の活用が期待されており、高齢者にとって働きやすく、企業にとっても活用しやすい環境整備が求められる。

(2) 財政再建の着実な実施

政府は、2011年6月に閣議決定した財政運営戦略において、「国・地方の基礎的財政収支（プライマリーバランス）を2015年までに対GDP比で半減させ、2020年までに黒字化する」としている。2012年1月に政府・与党社会保障改革本部で決定した「社会保障・税一体改革素案」では、そのための具体策として、「消費税について2014年4月に8%、2015年10月に10%へと、段階的に地方分を合わせた税率の引き上げを行う」との方針が示されている。

わが国政府においては、上記の財政再建策を着実に実行することにより、民間部門の資本投資制約を回避することが望まれる。

¹⁰ 独立行政法人労働政策研究・研修機構（2011）「データブック国際労働比較 2011」p.52。

(3) 成長分野への投資および労働生産性の向上につながるイノベーションの促進

前述の1.(3)では少子高齢化の進行による内需の変化について触れたが、需要構造の変化に伴って新たな成長分野が生み出される可能性があり、これらの需要を取り込んで持続的な成長を実現するためには、各セクターが需要構造の変化に対応して行動することが求められる。

企業においては、高齢者世帯の支出増加が見込まれる医療・介護・健康や余暇関連サービス業について、多様なかたちで事業を展開し、収益を上げる取り組みが考えられる。

これに対して、政府においては、とりわけ、健康・医療・介護関連産業について、民間部門へ門戸を開放することにより効率化を進めるとともに、法整備等によりイノベーションを促進する取り組みが考えられる¹¹。

また、金融機関においても、民間企業の需要に応じて、より一層、適切な金融仲介機能を発揮することが求められると考えられる。

次章では、以上の分析も踏まえつつ、とりわけ、少子高齢化が金融取引に及ぼす影響を考察する。

¹¹ 「新成長戦略～「元気な日本」復活のシナリオ～」(2010年6月18日閣議決定) p.18。

Ⅲ. 少子高齢化が金融取引に及ぼす影響

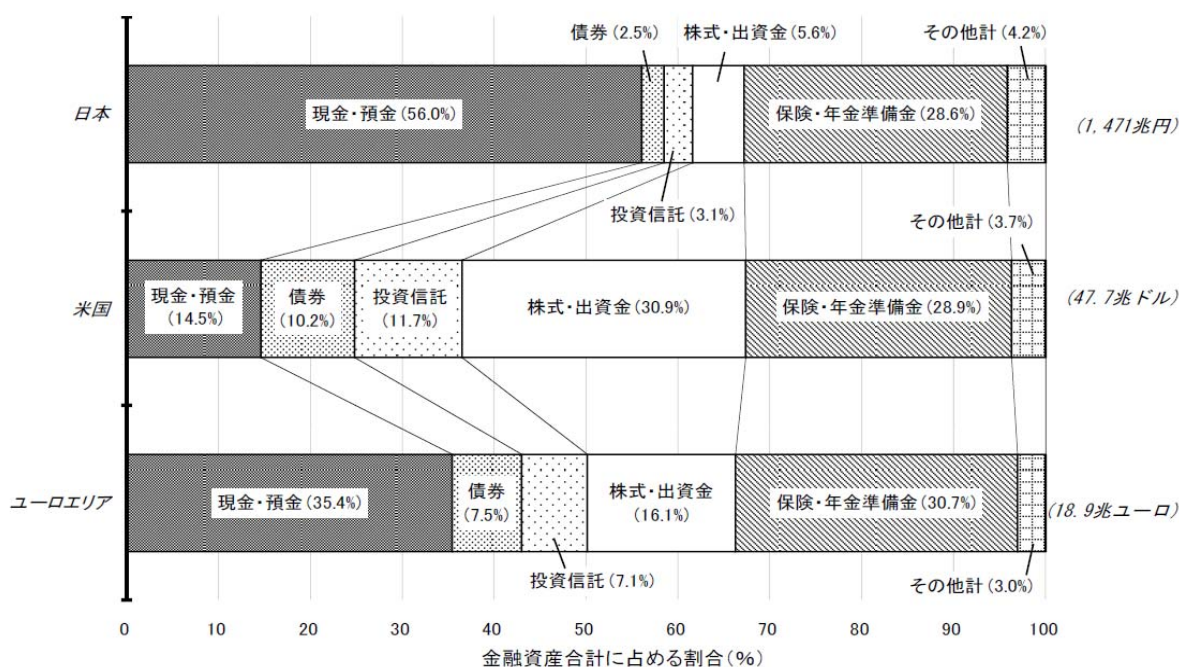
本章では、前章までの内容を踏まえ、少子高齢化の進行が金融機関の国内のリテール取引に係る影響について検討を行う。具体的には、現在の家計の保有金融資産の状況を概観したうえで、今後の金融取引に及ぼす影響について考察する。

1. わが国の家計の金融資産の保有状況

わが国の家計部門の金融資産は合計で約1,471兆円（2011年9月末）であり、その56.0%は現金・預金で構成されている¹²。この割合は、米国やユーロ圏の国々と比較しても高く、わが国の家計が保有する現金・預金の保有額は他国を大きく上回っている。その一方、家計金融資産に占める株や債券の割合は、そうした国々と比較すると低い割合で推移しており、米国では30.9%が株式・出資金であるのに対し、わが国では5.6%¹³に留まっている（図表3-1）。

わが国のような家計金融資産の構成は、不況による市場の低迷等の影響を受けにくいという利点がある。ただし、老後の生活資金を金融資産で賄うという観点からは、若年層を中心に、運用収入を考慮した資産形成ニーズが増加することも考えられる。

図表3-1 日米欧の家計の資産構成



(出所：日本銀行「資金循環の日米欧比較」(2011年12月21日公表分))

¹² 日本銀行「資金循環統計(速報)」(2011年7~9月期)(自営業者を含む)。

¹³ 日本銀行「資金循環の日米欧比較」(2011年12月21日公表分)。

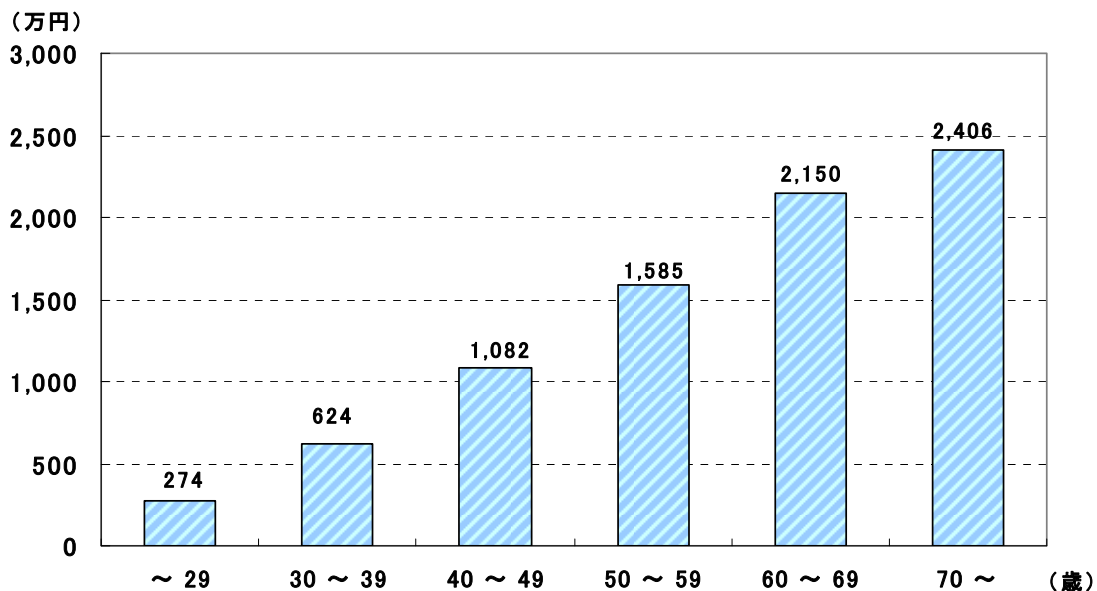
2. 高齢者世帯の保有金融資産と家計収支

前述のとおり、今後、少子高齢化の進行によって、国の社会保障関係費の負担が増すなか、高齢者世帯にとって、公的年金や社会保険といった国が運営する社会保障制度を前提として老後の家計・生活を支えることは、現状以上に困難になることが予想される。

そのため、高齢者世帯にとっては、老後に得られる一定程度の所得とともに、現役の間に積み立てた金融資産が生活を支える拠り所になると考えられる。

総務省によれば、勤労者世帯について、1世帯当たりの貯蓄現在高は世帯主の年齢階級が高くなるに従って多くなっており（図表3-2）、世帯主が30歳未満の世帯の274万円に対し、世帯主が高齢者の世帯は約1,960万円となっている¹⁴。

図表3-2 世帯主の年齢階級別1世帯当たり貯蓄現在高（勤労者世帯）



（出所：総務省統計局「家計調査（貯蓄・負債編）—平成22年平均—」）

また、40歳以上の各年齢階級では純貯蓄額¹⁵がプラスとなっており、65歳以上の世帯の純貯蓄額は約1,768万円となっている。

しかし、高齢者世帯は、社会保障給付等の収入とともに、現役時代に蓄積した貯蓄の取崩しにより生計を維持する必要がある。世帯主が高齢者の世帯のうち、勤労者世帯の家計収支を見ると、消費支出は、1か月平均で約24.8万円であるのに対し、可処分所得は約30.5万円となり、所得が支出を僅かに上回る程度の水準¹⁶にあるが、約8割を占める無職世帯の場合、1か月の可処分所得が平均16.6万円であるのに対し、消

¹⁴ 総務省「家計調査（貯蓄・負債編）—平成22年平均—」。

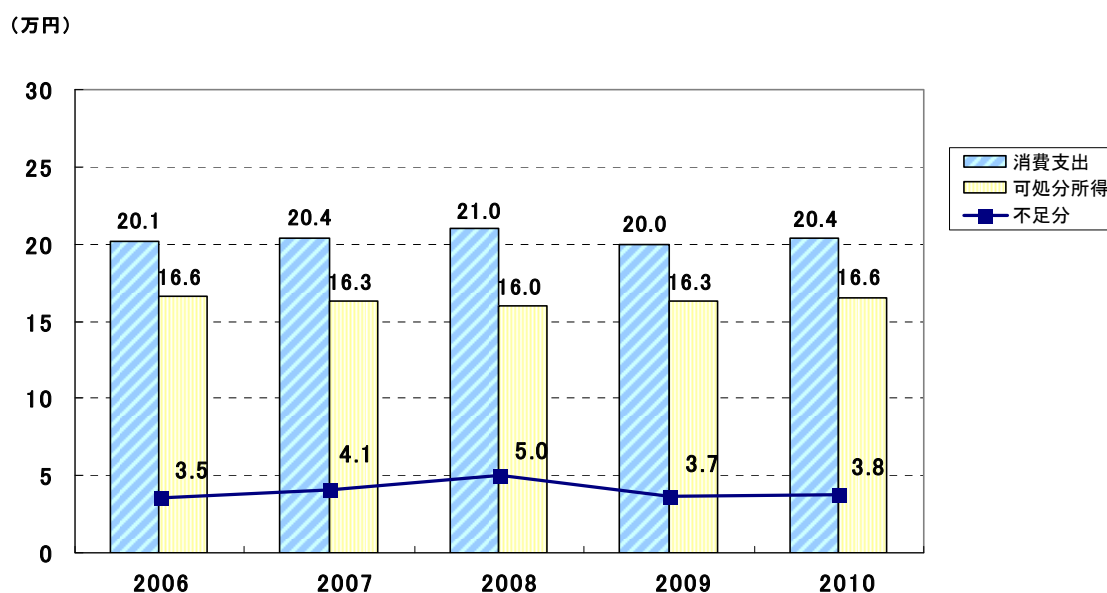
¹⁵ 貯蓄現在高—負債現在高。

¹⁶ 総務省「家計調査（家計収支編）—平成22年平均—」。

費支出が平均約20.4万円であり、消費支出に対して3.8万円の可処分所得の不足分が発生している（図表3-3）。つまり、不足分は金融資産の取崩しなどで賄わなければならない状況にある。

さらに、こうした高齢無職世帯の収入の内訳を見ると、9割近くが公的年金等の社会保障給付で賄われていることから、仮に社会保障給付額が減少すれば、可処分所得の不足分がさらに拡大し、金融資産の取崩しや実物資産の利用によって賄う必要性が高まると考えられる。

図表3-3 世帯主が高齢者の無職世帯の可処分所得額・消費支出額の推移



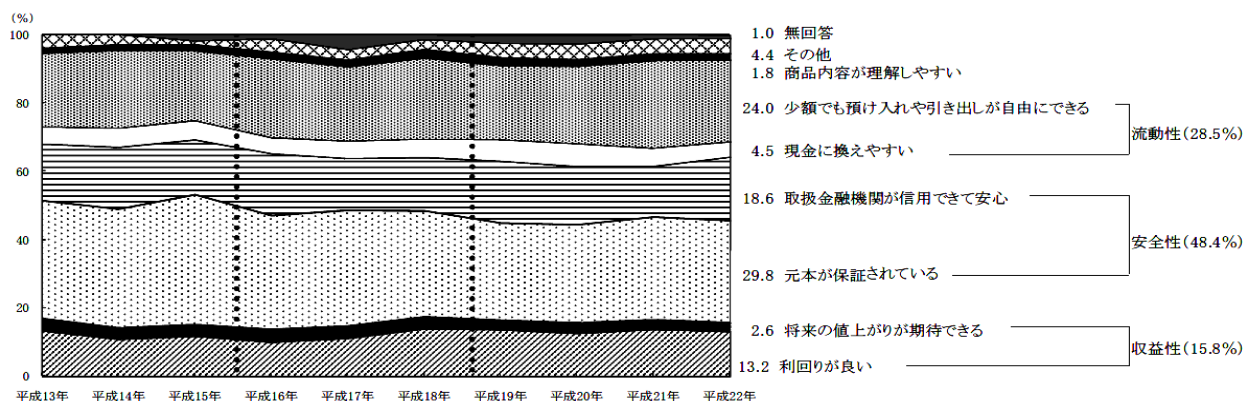
(出所：総務省統計局「家計調査(家計収支編) —平成22年平均—」)

3. 老後を見据えた金融資産の確保

金融広報中央委員会の「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕(平成22年度調査)」では、金融資産の保有目的として「老後の生活資金」とする回答が60%を超えており、老後を見据えた意識が比較的高い結果となっている。一方で、老後の生活の心配として、保有する金融資産や現在の年金や保険に不安を抱える状況もうかがえる。

また、同調査では、金融商品を選択する際に収益性、流動性といった点よりも安全性を重視するという回答が多く(図表3-4)、保有する資産として預貯金を希望するという回答も多かった。有価証券に関しては、株式、公共債(国債等)および投資信託の保有を希望する回答が近年の調査では下落傾向にあるほか、元本割れを起こす可能性もある収益性の高いと見込まれる金融商品を「保有しようとは全く思わない」という回答が8割を超えている。

図表 3-4 金融商品を選択する際に重視すること（金融資産保有世帯）



(出所：金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕(平成22年度調査)」)

4. 今後の金融取引の姿

前述したように、高齢者世帯は収入の不足分を現役時代に積み立てた金融資産を取崩すことで生活を支えていかねばならない。上記の調査結果も踏まえ、今後の金融取引の動向について考えると、公的年金や公的保険等の従来の社会保障制度の先行きに対する不透明感があることから、老後の生活資金を見据えて金融資産を確保しようとする意識は高まると思われる。

高齢者世帯は、安全性を重視して預貯金での資産保有を希望する傾向が根強い一方で、今後の景気状況にも左右される部分もあると思われるが、政府の社会保障制度の先行きの不透明さ（年金制度の持続可能性、医療費負担の上昇）から、若年層を中心に、老後への備えとして資産形成を図るため、株式や債券等の「リスク資産」への投資ニーズが高まる可能性も考えられる¹⁷。

また、高齢者世帯について、年金の受取や資産運用に関する相談等に関しては、引き続き店舗等での対面型の取引のニーズが高いと思われる。後述する「IV.」のアンケート調査結果にあるように、店舗設備のバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用といった取組みは、対面取引を充実させるための体制作りの一環としての意味を有している。

一方、金融分野でのITシステムの発展に伴い、インターネット・バンキング等を通じた非対面の金融取引の利用が進んでいる。このような取引の形式は、現在はインターネットの扱いに慣れた若年層による利用が中心になっているが、インターネット・リテラシーの拡大とともに、将来的には、高齢者層にも利用が広まることが期待される。

¹⁷ 例えば、前述の「家計の金融行動に関する世論調査〔二人以上世帯調査〕(平成22年度調査)」において、世帯主の年齢別の金融資産に占める株式、債券、投資信託の割合に関して、全世帯で伸び悩む中で20代および30代はその割合や保有額が増加している。

IV. 少子高齢化を見据えた金融機関における取組状況

本章および次章は、少子高齢化の一層の進行を踏まえ、国内の銀行における取組み状況および今後の課題について、当協会会員銀行を対象として実施した調査¹⁸（以下「アンケート調査」という。）の結果をまとめたものである。

本章では、会員銀行における現在の取組み状況を紹介する。

アンケート調査によれば、既にほとんどの会員銀行で高齢者向けの金融商品・サービスの提供が行われている（図表4-1）。一方、子育て支援の金融商品・サービス等を提供している銀行は6割弱に留まっており（図表4-3）、その約7割が2006年以降に提供を開始したとする回答であった。このことから、高齢者層に対する取組み状況と比較すると、子育て層にターゲット絞った取組みは、まだ広く浸透しているわけではないように見受けられる。

1. 高齢者向けの金融商品・サービス

高齢者向けの金融商品・サービスの提供時期を見ると、政府が「高齢社会白書」¹⁹を初めて作成した1996年以降に取扱いを開始したとする回答が多く、その商品としては、高齢者・年金生活者を対象に優遇金利を適用したシルバー定期預金や年金定期預金等の預金商品の割合が多かった（図表4-2）。また、当該銀行で年金を受給（もしくは受取を予約）している利用者を対象とした会員サービス（各種優待商品、年金相談会、ATM利用手数料無料等）を実施している銀行も多かった。なお、一部の銀行では、団塊世代向けの退職金定期預金やシニア世代²⁰の富裕層を対象にした会員サービスを行っている銀行もある。

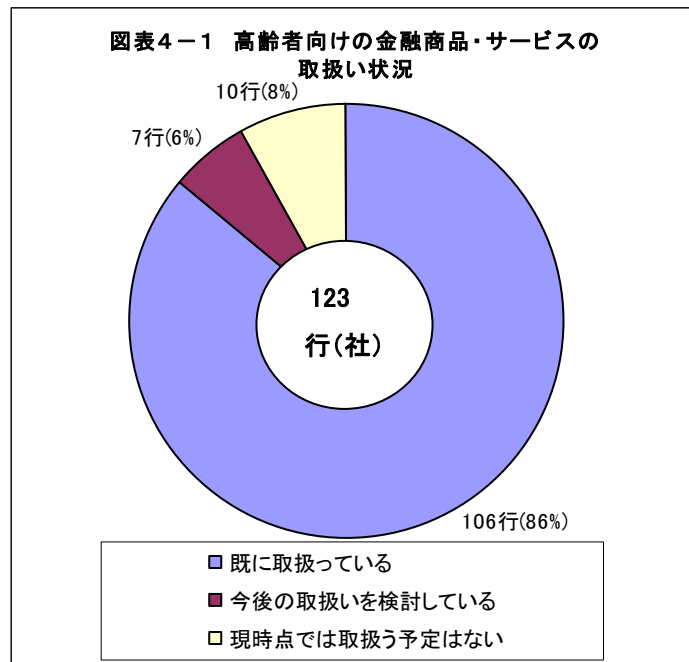
また、個人年金保険や終身保険の取扱いのほか、信託銀行と提携して相続関係業務（遺言信託や遺産整理業務等）を充実させている銀行も出始めている。加えて、信託銀行における取組みとしては、個人年金信託といった既存商品以外にも、最高裁判所の提案を受けて信託協会を中心に検討されていた「後見制度支援信託」²¹について、2012年2月から当該商品の取扱いが始まっている。

¹⁸ 当協会では、2011年8月に、会員銀行（正会員123行（社）：アンケート調査実施当時）に対して「少子高齢社会における金融仲介サービスと銀行に関する調査」を実施し、少子高齢社会に向けた金融機関の取組みや課題等を調査した。

¹⁹ 高齢社会対策を総合的に推進することを目的とした「高齢社会対策基本法」（1995年11月8日成立）を受けて作成された年次報告書。

²⁰ シニア世代の定義は統一的ではなく、50歳／55歳／60歳／65歳以上など（場合によっては申込時の年齢に上限が設けられている）がある。

²¹ 後見制度支援信託とは、後見制度を被後見人の財産管理面でバックアップするための信託であり、後見人が、家庭裁判所の発行する「指示書」にもとづき、被後見人の現金や預貯金に関して、信託を活用して管理することができる仕組み。



図表4-2 高齢者向けの金融商品・サービスの内訳
(回答銀行：106行(社) (複数回答可))

高齢者向けの金融商品・サービス	銀行数
①預金(例:年金受給者を対象にした定期預金)	95行
②貸出(例:高齢者向けローン)	25行
③その他	29行

[資料 全銀協アンケート調査から作成]

2. 子育て層向けの金融商品・サービス

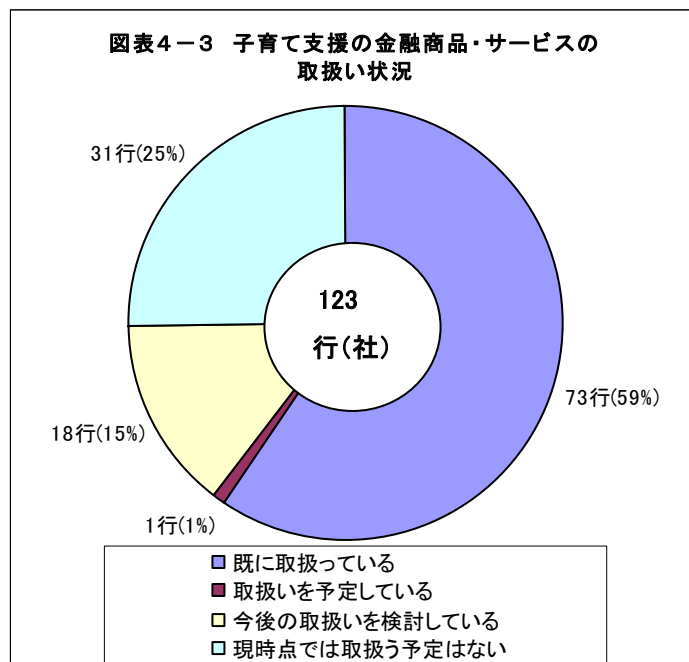
他方、昨今の景気低迷の影響や女性の社会進出等を受けて、現役世代の共働き世帯が増加²²するなか、出産・子育てを支援する取組み²³が、銀行においても徐々に始められている。具体的な取組みでは、子育て世帯を対象にした定期預金の金利上乗せや、教育ローンや住宅ローン金利の割引²⁴等が行われているほか、学資保険や子ども保険の取扱いを行っているとの回答も見られた(図表4-4)。なかには、事業所内保育施設や託児所、キッズルームの整備等を対象にした企業向けのローンを取り扱っている銀行もある。

²² 総務省の「労働力調査特別調査」、「労働力調査」を参照。

²³ 2003年7月30日の「少子化社会対策基本法」成立以降、少子化社会対策会議における少子化社会対策大綱(2004年6月4日)や「子ども・子育てビジョン」(2010年1月29日)等が閣議決定されている。

²⁴ 一部に、貸出の金利優遇以外にも、積立式定期預金で子息の誕生ごとに金利の上乗せを実施している銀行もある。

また、高齢者向けの取組みには見られなかった特徴として、自治体等で展開する支援事業等に参画するかたちで、サービスを展開していると回答も多く見られた。当該事例の1つとしては、自治体から認定を受けた高校生に対し、無担保かつ金利の負担がないかたちで奨学金等の融資を行うものがある。



図表4-4 子育て支援の金融商品・サービスの内訳

(回答銀行：73行(社)(複数回答可))

子育て支援の金融商品・サービス	銀行数
①貸出(例:金利優遇ローン)	59行
②預金(例:子育て応援定期預金)	24行
③自治体等の子育て支援事業と連携したサービス	21行
④その他(例:子ども・学資保険)	19行

[資料 全銀協アンケート調査から作成]

3. 店舗の利便性向上や多様な商品設計等の取組み

金融商品・サービスの提供以外の点では、店舗設備のバリアフリー化の推進、ユニバーサルデザインの採用等、高齢者に配慮した店舗作りを進めていると回答した銀行が約8割となっている。個別の回答を見ると、ATM、ウェブサイトや高齢者に配慮した椅子に至るまで多岐にわたっており、非常に高い意識で取組みが進められていることがうかがわれる。

一方、子供連れや子育て世代に対する取組みに関しては、キッズスペースの設置等の取組みを行っているとする回答が見られ、今後も引き続き実施が進められるものと見られる。この他、ソフト面では職員の介助技術資格の取得や少子高齢社会を見据え

た内部研修の実施等により、職員のスキルアップを図っている銀行も半数程度見られるほか、子育て世代・高齢者を対象にしたセミナーを定期的で開催している銀行もある（図表4-5）。

図表4-5 高齢者・子育て世代を意識した取組み状況（金融商品・サービス以外）

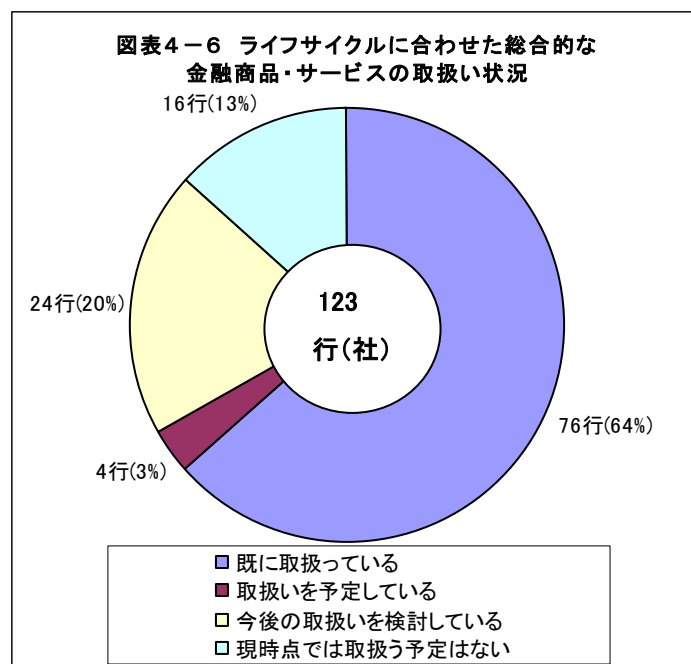
（回答銀行：123行（社）（複数回答可））

高齢者・子育て世代を意識した取組み状況 （金融商品・サービス以外）	銀行数
①店舗設備におけるバリアフリー化等の促進	109行
②職員の能力向上（例：サービス介助士等の介助技術資格の取得、研修等の推進）	61行
③子供連れの顧客も利用しやすい店舗作り（例：キッズスペースの設置）	56行
④子育て世代・高齢者を対象としたセミナーの開催	49行
⑤高齢者・子供連れの顧客に対するATMの優先案内	10行
⑥その他	17行

〔資料 全銀協アンケート調査から作成〕

4. ライフサイクルに合わせた総合的な金融商品・サービス

約7割の銀行では、少子高齢社会に向けた取組み以外の観点からも、多様化したライフプラン、ライフサイクルに合わせた総合的な金融商品・サービスの提供を実施している（図表4-6）。特に2000年以降に取組みを始めたとする回答が多く、各世代の特徴に配慮したきめ細かな対応が、近年になって急速な広がりを見せていると言えそうである。具体的な事例としては、退職後のセカンドライフや富裕層を対象としたセミナーや相談会の開催を中心に、会員専用窓口（相談員）の設置といった、顧客に対するサポート体制を整備・充実させている銀行もある（図表4-7）。



図表4-7 ライフサイクルに合わせた総合的な金融商品・サービスの内訳

(回答銀行：123行(社) (複数回答可))

ライフサイクルに合わせた総合的な金融商品・サービス	銀行数
①資産運用に対するセミナーの開催	55行
②ライフサイクル(退職後)を意識した金融商品の提供	11行
③資産運用専用の窓口・相談員の設置	10行
④その他、サービス	6行

[資料 全銀協アンケート調査から作成]

V. 少子高齢社会において銀行が果たすべき役割

本章では、前述の少子高齢化の実態、銀行の取組状況を踏まえ、少子高齢社会において銀行が果たすべき役割のほか、当該役割を果たすに当たっての課題等について、アンケート調査を通じて概観する。

1. 少子高齢社会において銀行が果たすべき役割

(1) 現時点で銀行が果たすべき役割

アンケート調査によると、現時点において銀行が果たすべき役割として、顧客のライフサイクルに合わせた総合的な金融商品・サービスの提供をあげる銀行が最も多かった。

第IV章で述べたように、高齢者向けの金融商品・サービスはほとんどの銀行で、また、子育て支援の金融商品・サービスは6割以上の銀行で取り扱われているほか、ライフサイクルに合わせた金融商品・サービスも7割以上の銀行で取り扱われている。これは、少子高齢化の進行に伴い、人口構造や人々のライフスタイルが大きく変化していることから、よりの確に顧客のニーズを捉えた各種金融サービスを提供しようという取組みの表れとすることができる。

すなわち、現在、預金を始めとして投資信託や各種保険商品に至るまで、各行が商品の品揃えの充実に努めるなか、今後はよりの確に顧客のニーズを把握し、若年層のうちからきめの細かいサービスを提供し、顧客が生涯を通じて質の高い金融サービスを楽しむことができるようにすることが課題となる。そのため、銀行本体のみならず、銀行グループ全体で連携してサービスを提供していくことも視野に入れることが重要となる。

また、アンケート調査では、店舗等のインフラ面の整備を課題にあげた銀行も多い。アンケート調査実施時点で、店舗設備のバリアフリー化の促進やユニバーサルデザイン等を採用し、高齢者や障がい者に配慮した店舗作りを進めている銀行は8割を超えており、今後の実施を予定している銀行も多い。少子高齢社会においては、店舗等のインフラ面についても、子育て世代が子供と一緒に来店できるような店舗、高齢者が安心して取引ができるような店舗作りをしていくことも課題と言えよう。

このように、現段階では、銀行が果たすべき役割・課題として、総合的な金融商品・サービスの提供、店舗等のインフラ整備が念頭に置かれ、少子高齢社会のさらなる進行が予想される中で、まずは既存の取組みを充実させていくことが重要であると考えられる。

(2) 中長期的な銀行の役割

アンケート調査によると、中長期的な銀行の役割としては、総合的な金融商品・サービスを提供するに当たり、リバース・モーゲージ等のように高齢者が保有する資産を活用する商品の提供をあげる回答が複数あった。

第III章で概観したように、現在、高齢者世帯は多くの貯蓄を有している。一方、資

金を必要とする若年層の貯蓄額が少ないことに鑑みると、銀行には、高齢者の資産を若年層や子育て世代のために活用する金融商品・サービスの提供を行うための知恵が求められると言える。

さらに、将来、生産年齢人口が減少し、公的年金等の社会保障給付額の減少を余儀なくされれば、高齢者世帯の可処分所得が減少することも想定される。そのような場合にも、銀行において、高齢者世帯が保有する金融資産以外の資産を活用し、高齢者が自らの所得を手当てできるような手段を提供することができれば望ましい。

リバース・モーゲージのような商品は、高齢者が自らの資産を活用することによって、高齢者自身の所得を手当てするとともに、直接的・間接的に若年層や子育て世代の所得を補い、ひいては消費拡大の一助となる可能性もある。

「アンケート調査」では、このほか、中長期的な銀行の役割として、国や地方自治体と連携した金融経済教育や、さらなる高齢化に向けた環境整備をあげる声が多く寄せられた。

今後、生産年齢人口が減少し、公的年金等の社会保障給付の減少が見込まれるなかにあっては、高齢者となったときの所得の一部を金融資産の運用等によって確保することを考えなくてはならない。その際に、確りとした金融知識の下で、各自のライフプランに合った適切な金融商品を選択することが出来れば、将来に対する無用な不安が解消する可能性もある。これは一例ではあるが、銀行の役割や商品に対する理解を深めて頂くためにも、銀行が適切な金融経済教育の担い手となることが望ましいと考えられる。

さらに、現在、インターネット・バンキングを活用している世代が、いずれ高齢者となっていくことを踏まえれば、中期的には、高齢者に対しても、自ら銀行店舗に足を運ばなくてもよいような店舗外のサービスの拡充が必要になってくると考えられる。

2. 少子高齢社会における金融サービスの課題等

本章の1. では、少子高齢社会において銀行が果たすべき役割について、現段階での役割と中長期的な役割に分けて概観した。ここでは、前述のアンケート調査を踏まえ、当該役割を果たすに当たって銀行自身が課題と考えている項目を整理する。

(1) 総合的な金融商品・サービスの提供

銀行においては、預金を始めとして投資信託や各種保険商品に至るまで、各行の商品の品揃えを充実させているが、引き続き、それらの商品のラインナップを顧客ニーズに一層応えたものとすべく、不断の努力が必要である。

そのためには、現在銀行が取り扱っている商品について、様々な顧客ニーズに応えるため、リスクやリターンのほか、ホライズン（投資期間）を含めた3次元で区分したうえで、各区分の商品を揃えることが望ましいといった指摘もある。

このような視点でとらえた場合、現在、銀行が取扱いを行っている確定拠出年金、

保険の窓口販売、遺言信託には、以下のような課題がある。

① 確定拠出年金

確定拠出年金制度は、わが国において2001年10月に導入されて以来、制度の改善が図られてきた。公的年金の補完、老後生活の維持向上という社会的要請に応え、国民の将来不安を払拭し、少子高齢社会に対応するための手段として、さらに利便性を向上させ、より一層の普及促進を図ることが望ましい。

そのため、退職年金等積立金に対する特別法人税の取扱い、個人型年金の加入対象者、加入者資格喪失年齢、拠出限度額の取扱い等について、さらなる改善が必要と考えられる。

② 保険の窓口販売

銀行の保険窓口販売については、2001年4月から段階的に解禁され、2007年12月には、銀行窓口において全ての保険商品の取扱いが可能になっている。こうした状況下、少子高齢社会では、生命保険に対するニーズもより一層高まることが考えられる。

しかし、全面解禁後の現在も、銀行の保険窓口販売には弊害防止措置が手当てされており、利用者の利便性を阻害していると言える。少子高齢社会においては、一層、顧客のニーズに応じて多様な金融サービスをワンストップで提供することが求められている。利用者の利便性向上、保険市場の拡大・発展の観点から、当該措置はさらなる見直しが行われるべきと考えられる。

③ 遺言信託

信託銀行が中心となって提供を行っている遺言信託は、顧客の相談に乗り、遺言書の保管や執行を行うサービスであり、今後、高齢者が増加することで一層の利用増加が期待される。

そのようななかで、銀行は、遺言信託をより多くの人に利用してもらえるよう、遺言信託についての認知度の向上に努めると同時に、例えば、顧客の個別のニーズに合わせた商品（テーラーメイド型）を提供できるような体制を整備する等、商品設計のレベルアップに取り組んでいくことが重要になると考えられる。

④ 教育資金形成支援制度

米国の529プラン（こどもの大学進学資金の積立てをサポートするもの。運用益への課税を減免する税制優遇措置）は子育て支援のための制度として参考となるものである。英国にも同様の制度として「ジュニアISA」（旧チャイルド・トラスト・ファンド）がある。米国の529プラン、英国のジュニアISAのような制度整備が進むと、投資教育にも取り掛かりやすくなるだろう。

(2) 高齢者の有する金融・実物資産の有効活用

高齢者の資産を有効活用する商品を提供するためには、ファンドの利用、世代を超えたローン商品の開発、リバース・モーゲージの活用等があげられ、以下のような課題がある。

① 相続等

相続は多額の金融資産等が次の世代に移転する契機となる。銀行は、顧客とのリレーションを高め、被相続人と相続人双方のニーズを汲み取ることで、資産をより有効に活用できるようになると考えられる。

一方、高齢者が相続を望まない場合、または、相続する子供等がない場合には、保有する金融資産を慈善事業等に利用したいというニーズも考えられる。そのようなニーズに対しては「私版あしなが基金」を作るなど、高齢者が存命の間に、前向きな目的で信託を使ったかたちでお金を使うという考え方もある。

② 世代を超えたローン商品

高齢者の資産の活用については、孫の教育を支援するローンを借り入れる場合において、当該資産を担保として利用することや、親子リレー型の住宅ローンを提供することがあげられる。

銀行においては、顧客のニーズを取り込み、より一層顧客の利便性を考慮したローン商品の開発に努めることが必要になる。

③ リバース・モーゲージ

高齢者の住宅を担保として返済繰延型の融資を実施し、借手が亡くなった後に自宅を処分して一括返済を行うリバース・モーゲージについては、その普及が叫ばれて久しいが、わが国においては、当該商品の利用のみならず、銀行での取扱いも一部の金融機関に限られている。

リバース・モーゲージには、「長生き」、「金利」、「住宅価格変動」の3大リスクがあることから、民間での普及が難しいと指摘されている。そのため、リバース・モーゲージの普及に向けては、当該リスクを軽減する必要があり、米国の住宅資産変換モーゲージ（HECM）のように、何らかのかたちで公的な保証を検討することが必須であると言える。しかしながら、現在、厚生労働省や国土交通省で提供しているサービスについては、政策目的に合わせて資金の用途や所得に制限が設けられており、使い勝手のよいものとなっていない。また、中古住宅（建物）の価格付けやその流通市場の確立も課題と見られている。

少子高齢社会において、将来的に公的年金等の社会保障給付の減少が見込まれるなかには、老後の生活資金確保の1つの選択肢としてリバース・モーゲージの潜在的な需要はあると考えられる。ライフサイクルにあわせて相続とは異なるかたちとして利用することは可能かもしれないし、子供がいない世帯や単身世帯など、資産を

次世代に残すことを望まない人のニーズはあるかもしれない。そのため、最終的な不動産売却までのスキームについて、官民一体となって制度設計に力を入れていくことが重要である。

④ ファンド

高齢者の資産を若年層や子育て世代の資金需要に活用する手段として、高齢者から資金を募り、学資ファンドや子育てファンドを組成・運用するようなサービスが提供されている。

当該取組みについては、高齢者等の富裕層や企業に対して制度を啓蒙していくことが今後の課題と言える。

(3) その他

上記「(1)」、「(2)」においては、銀行が提供する金融商品・サービスを中心に概観したが、ここでは、金融リテラシー向上、成年後見制度、税制という銀行がサービスを提供するうえで重要となる枠組みを検討するとともに、今後の店舗等のインフラに関する課題についても言及する。

① 金融リテラシーの向上

近年、金融リテラシーの向上の重要性が指摘されており、省庁の取組みを始めとして、金融団体、金融機関も重要な担い手となっている。少子高齢社会となり、個人を取り巻く金融・経済環境が劇的に変化するなか、資産形成、投資者保護の両側面から、金融経済教育を充実させ、国民の金融リテラシーを向上させる重要性はますます高まっていると言える。

金融商品の販売を行う銀行は、顧客と直接向き合う立場にもあるため、銀行や金融商品への理解を深めて頂くため、重要な金融経済教育の担い手として今後も継続して取組みを行うことが必要になる。

② 成年後見制度

高齢者が増加する少子高齢社会にあっては、銀行取引においても成年後見制度の利用が増加すると考えられることから、銀行では、成年後見制度を利用した取引に適切に対応できるように態勢を整えることが必要である。

また、成年後見制度については、裁判所への申立手続の簡素化や市長村申立の活性化といった制度全般の運用改善を進めていくことが必要であり、市民後見人となる者を増やし、専門的な知識を持つ金融機関等の出身者が市民後見人となるケースも増えていくと考えられる。

③ 税制

確定拠出年金の税制に関しては(1)①でも触れたが、少子高齢社会にあっては、高齢

者や若年層の資産形成を促すとともに、高齢者の資産を若年層が活用できるような税制を措置することが望ましい。

すなわち、相続時精算課税制度の要件を緩和することや、贈与税率を引き下げて生前贈与しやすい制度を構築するほか、配当・利子・譲渡益について一定額まで非課税とすることや、より幅広い損益通算を認める金融所得課税の一体化を図ること等によって、証券市場を活性化することが必要である。

④ 店舗等のインフラの整備

前述のとおり、店舗のバリアフリー化の促進、ユニバーサルデザイン等を採用し、高齢者等に配慮した店舗作りについては、各銀行において一定の成果が出てきていると考えられるが、今後より一層の取組みが求められると言える。

現在の現役世代はインターネット・バンキング等のITを活用したサービスにもなじみがあり、中期的には、彼らが高齢者世代に入っていくことを踏まえると、インターネットを通じた情報提供、金融商品の販売を充実させるとともに、顧客のニーズを吸収し、そのニーズを金融商品の開発・提供に結び付けていく取組みを一層高度化していくことが必要となる。

Ⅵ. 少子高齢社会における金融仲介サービス（提言）

第Ⅴ章では、会員銀行を対象とした「アンケート調査」にもとづいて、少子高齢社会において銀行が果たすべき役割と当該役割を果たすに当たっての課題等について概観した。

本章では、第Ⅴ章の内容を踏まえ、少子高齢社会における金融仲介サービスのあり方とともに、当該サービスを実現させていくために必要となる取組みについて提言を行うこととする。

少子高齢社会における金融仲介サービスの確立に向けて（提言）

少子高齢社会において、銀行は、前述したような金融仲介サービスを確立していくことが求められるが、以下では、当該サービスの確立に向けて、どのような施策が必要になるかについて提言を行う。

(1) 総合金融サービスを提供する仕組みの充実

① 少子高齢社会において、顧客がライフサイクルを通じた適切な資産形成を行うためには、銀行が各世代の多様なニーズを踏まえたうえで、適切な金融商品・サービスを提供することが重要である。銀行では、投資信託や年金保険に至るまで、すでに各行の商品の品揃えは充実しているが、高齢者と若年層という世代間のニーズの違いのみならず、高齢者や若年層一人ひとりでニーズが異なることから、よりの確な顧客ニーズの把握に向けた不断の努力が必要である。

そのため、顧客との接点の拡大・深化に向けて、店舗機能のみならず、インターネット等のITを活用し、「ホームドクター」としての機能を発揮して、顧客1人ひとりのニーズを把握し、そのニーズをよりスピーディーに金融商品の開発・提供に結び付けていくべきである。

顧客のニーズを的確に把握するという点では、フィナンシャル・アドバイザー機能を一層充実・高度化し、顧客一人ひとりに対して、教育ローン等の教育資金から老後の医療・介護のための資金に至るまで助言を行い、個人の資産形成に関する適切な商品・サービスを提供するというワンパッケージでのサービスを高度化していくことが求められると言える。

② 銀行が顧客ニーズに応えて多様な商品・サービスを提供するうえで、保険窓口販売の弊害防止措置のような規制の見直し（融資先募集規制等の撤廃）や、確定拠出年金の普及促進に向けた制度の改善（拠出限度額／拠出可能年齢の引上げや中途引出し制度の導入等）が求められる。

また、顧客と銀行の双方の対応を円滑に進めるために、成年後見人制度の行政手続きの簡略化・制度全般の運用改善を検討するべきである。

その他、法律・制度面以外の点では、店舗のバリアフリー化等の設備充実化に対する優遇措置等も考え得る施策である。

(2) 高齢者の資産活用

① 高齢者の資産を有効に活用するに当たっては、高齢者の有する金融資産・実物資産が、若年層や子育て世代の教育資金、住宅購入資金等のニーズを的確に捉え、円滑に振り替えられるような仕組みが必要となる。

銀行においては、住宅ローンや教育ローンを提供する際に、高齢者の資産を担保として若年層や子育て世代に資金提供を行うサービスを確立することや、子供の教育資金を積み立てて運用する商品も設けることも有効である。当該商品の開発に当たっては、資金を提供する者を両親等の親族に限定せず、ファンド等の資金仲介手段を利用することによって、広く一般から資金提供を受けることができる仕組みを確立することも考えられる。銀行の規模に関わらず高齢者と若年層の資金ニーズをマッチングすることも可能となる。

② さらに、若年層の負担の間接的な軽減につながる取組みとしては、高齢者が自らの生活資金を自らの資産でまかなうような仕組み（例えば、リバース・モーゲージ）の普及も課題となる。

③ 政府においては、高齢者の資産運用益に税制優遇措置を設ける等の手当てをするほか、リバース・モーゲージが有効な資産活用の選択肢となるよう、既存の制度・サービスの統合を進め、保険・保証制度などの公的なサポートを行うことで、より利便性の高いものを目指すべきである。

リバース・モーゲージの普及には、中古住宅流通市場の整備（取得した担保物件処分時における税制優遇や中古住宅の安全性等の診断制度の導入）が前提となる。

世代をまたがる資産の移転を促すためには、相続税制の見直し（例えば、生前贈与しやすい制度の構築として、相続時清算課税制度の要件緩和や贈与税の引下げ等）も必要である。

(3) 金融リテラシーの向上

① 少子高齢社会においては、老後の生活資金の確保の観点から、若年層からライフサイクルを意識した資産運用が必要となる。そのため、個人の金融リテラシーを高めることが必須となる。

これまでも、金融業界団体等が金融経済教育に取り組んできたほか、各銀行においても社会貢献の観点から、顧客や学生等の教育を担ってきたと言える。さらに、少子高齢社会において、金融商品の販売を担う銀行は、顧客と直接向き合う立場でもあるため、金融リテラシー向上のための担い手として、引き続き、顧客の自助努力を支援する取組みを行うことが求められる。

② 政府においては、投資者保護を目的とする金融商品取引法にもとづき、多くの対応を規制で賄ってきたと言える。しかし、少子高齢社会においては、国民一人ひとりの金融リテラシーの向上を支援する取組みにも一層、力を入れるべきである。

終わりに

日本にとって、少子高齢化の問題は重要な課題であり、その対応は、一義的には国や地方自治体の政策に負うところが多い。しかし、一方で、銀行が金融面で貢献できる分野は、年金資産の運用やリバース・モーゲージ、教育ローンなど、多くあると考えられる。銀行は、国内の金融市場が縮小することを恐れずに、果敢にビジネスの機会を自ら創出していく必要がある。金融仲介ビジネスは、銀行単体でとらえるのではなく、総合金融サービスといった広い観点から捉えることが必要と考えられる。

諸外国も日本と同様に少子高齢化が進んでおり、日本の少子高齢化への取組みは、その先例となる可能性もある。

今後も日本経済が発展し、その中で、銀行界として貢献できるよう関係者の努力に期待したい。